

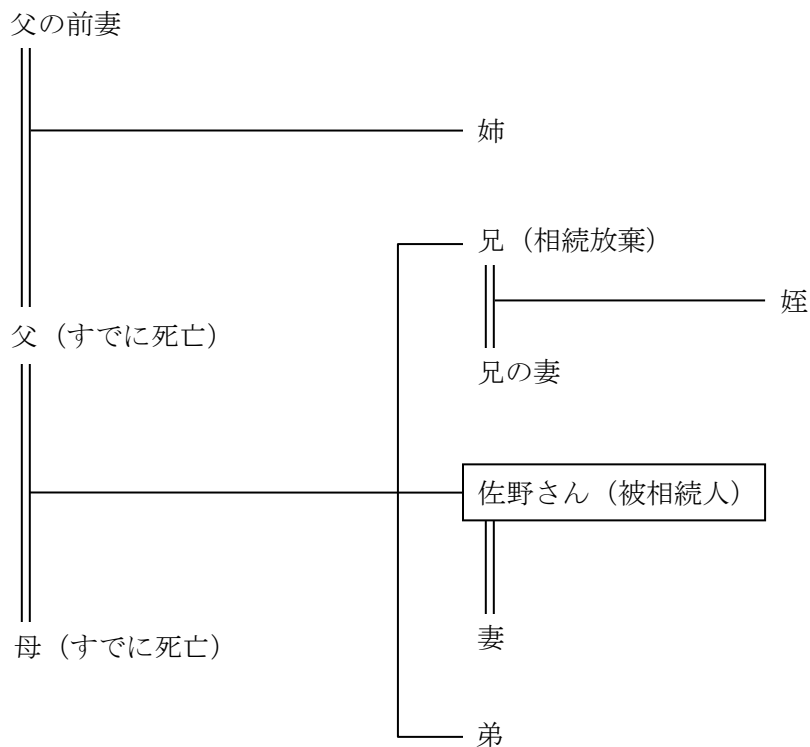
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Jについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

佐野和也さん（以下「佐野さん」という）は、2025年5月20日に東京都内の病院で死亡した。佐野さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、佐野さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、佐野さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 兄は、佐野さんの相続について、相続の放棄をしている。

（問題 1）

（設問A）佐野さんの相続に係る弟の民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 1／6
2. 1／8
3. 1／9
4. 2／9

(問題2)

(設問B) 佐野さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの姉の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. $1/9$
2. $1/12$
3. $1/15$
4. $1/20$

(問題3)

(設問C) 佐野さんは生前、弟に対し、生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は弟の特別受益となるものである。また、姪は、佐野さんから以下の財産を特定遺贈により取得している。佐野さんの相続財産の価額が400,000千円である場合、特別受益を考慮した妻の民法上の相続分（具体的相続分）の金額として、正しいものはどれか。

贈与年月等	財産を取得した者	贈与および遺贈財産	贈与時の価額	相続開始時の価額
2021年10月	弟	上場株式	12,000千円	16,000千円
遺贈	姪	現金	2,000千円	2,000千円

1. 309,000千円
2. 310,500千円
3. 312,000千円
4. 313,500千円

(問題4)

(設問D) 寄与分および特別の寄与に関する次の記述の空欄 (ア) ～ (エ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

(ア) が佐野さんに対して、佐野さんの事業に関する労務の提供または財産上の給付、療養看護その他の方法により佐野さんの財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、遺産分割において、寄与分を主張することができる。寄与分について共同相続人間で協議が調わない場合、(ア) からの請求により家庭裁判所は寄与分を定めることができるが、原則として相続開始の時から (イ) 年を経過した場合の遺産分割では、寄与分を主張することができなくなる。

(ウ) が佐野さんに対して、無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより佐野さんの財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、相続人に対し特別寄与料の支払いを請求することができる。特別寄与料の支払いについて当事者間で協議が調わない場合、(ウ) は家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるが、相続の開始および相続人を知った時から6ヵ月を経過したとき、または相続開始の時から (エ) 年を経過したときは、請求することができなくなる。

- | | | | |
|------------|--------|-------|-------|
| 1. (ア) 弟 | (イ) 10 | (ウ) 姪 | (エ) 1 |
| 2. (ア) 兄の妻 | (イ) 5 | (ウ) 姪 | (エ) 3 |
| 3. (ア) 弟 | (イ) 5 | (ウ) 兄 | (エ) 1 |
| 4. (ア) 兄の妻 | (イ) 10 | (ウ) 兄 | (エ) 3 |

(問題5)

(設問E) 相続人の欠格および推定相続人の廃除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続人となるべき者が相続人の欠格事由に該当した場合、何らの手続きを要することなく、当然に相続権を失う。
2. 相続人の欠格事由に該当して相続権を失った者であっても、遺贈により財産を取得することができる。
3. 相続人等が詐欺または強迫によって被相続人に相続に関して遺言の変更をさせた場合には、相続人の欠格事由には該当しないが、推定相続人の廃除の事由に該当する。
4. 推定相続人の廃除の事由に該当する者がいる場合、被相続人および他の推定相続人は、その者について推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

(問題6)

(設問F) 遺留分に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 遺留分権利者が相続の放棄をした場合、その相続の放棄をした者は遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができなくなる。
2. 相続開始前に遺留分を放棄する場合、家庭裁判所の許可を受けなければならない。
3. 相続人に対する贈与財産のうち特別受益に該当するものの価額は、相続開始前1年以内のものに限り、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入される。
4. 被相続人が遺贈寄付（遺言により財産を公益法人などの団体に寄付すること）をすることにより、遺留分を侵害された相続人は、その遺贈寄付を受けた団体に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。

(問題7)

(設問G) 配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、配偶者居住権の要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続開始の時ににおいて、被相続人の所有する建物に居住していなかった配偶者は、当該建物について配偶者居住権を取得することができない。
2. 居住建物の一部が、被相続人の営む飲食店の用に供されていた場合、配偶者居住権はその居住建物の居住用部分にのみ効力が及ぶ。
3. 配偶者居住権を取得した配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得ることにより、居住建物を第三者に使用させることができる。
4. 配偶者居住権が消滅した場合であっても、その配偶者が居住建物について共有持分を有するときは、居住建物の所有者は、その配偶者に対し居住建物の返還を求めることができない。

(問題8)

(設問H) 相続人の不存在等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続財産法人が成立した場合には、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、相続財産の清算人を選任しなければならない。
2. 家庭裁判所は、相続財産の清算人を選任したときは、6ヵ月以上の期間を定めて相続財産の清算人が選任された旨および相続人があるならばその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。
3. 特別縁故者が相続財産の分与を受けた場合の相続税の申告期限は、その分与があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内である。
4. 相続財産の分与を受けた特別縁故者が1人である場合、相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は36,000千円である。

(問題9)

(設問I) 2022年12月の民法(親子法制)改正により嫡出推定制度等が見直され、2024年4月1日から施行されている。改正後の嫡出推定制度等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 懐胎中の女性であっても、前婚の離婚後100日を経過する前に、再婚をすることができる。
2. 血縁関係がないことを理由として認知無効の訴えを提起することができる者は、子またはその法定代理人、認知をした者および子の母に限られ、その他の利害関係人が訴えを提起することはできない。
3. 子の母は、原則として、嫡出推定により定められる父子関係を否認することができる。
4. 前夫との離婚の日から300日以内に生まれた子は、母の再婚後に生まれた場合であっても、その前夫の子と推定する。

(問題 10)

(設問 J) 養子に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 養子に普通養子縁組前に出生した子がいる場合、当該縁組前に出生した子は、当該縁組により、養親との間に法定血族関係が生じる。
2. 普通養子となろうとする者が15歳未満である場合で、その者の父母が親権者と監護者に分かれているとき、普通養子縁組をすることについて監護者の同意を得る必要はない。
3. 配偶者の成年に達しない実子と普通養子縁組をする場合、家庭裁判所の許可を得なければならない。
4. 普通養子縁組により養子となった者（一方の配偶者の子ではない）が成年に達しない場合、その親権の行使は養親のみが行い、実親は親権を行使することができない。

問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 自筆証書遺言および公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言書保管制度開始前に作成された自筆証書遺言書であっても、所定の様式を満たしているものであれば、同制度による保管の対象となる。
2. 公正証書遺言書を作成するには、遺言者は遺言の趣旨の口述が必要であるが、口述することができない場合には、口述に代えて、通訳人の通訳による申述または自書をしなければならない。
3. 遺言者の生存中に、その推定相続人が公証役場に公正証書遺言書の有無を照会しても、公証役場からその回答を得ることはできない。
4. 公正証書遺言は、公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者および証人に読み聞かせ、または閲覧させて筆記が正確なことを確認したうえで公証人と遺言者が署名押印をすることによって成立し、証人の署名押印はその成立要件となっていない。

(問題12)

(設問B) 遺言の法律上の効力に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、遺言の要件を満たしているものとする。

1. 被相続人が、遺言時点で17歳である長男が成年に達するまで遺産分割を行うことを禁止する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
2. 被相続人が、所有する土地を子に相続させる旨および当該子が被相続人よりも先に死亡したときには孫に相続させる旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
3. 特定財産の遺贈寄付（遺言により財産を公益法人などの団体に寄付すること）の効力は、当該公益法人などの団体が寄付を承認したときに発生する。
4. 共同相続人等は、遺言執行者がいる場合であっても、その同意を得て、協議により遺言の内容と異なる遺産分割を行うことができる。

(問題 1 3)

(設問C) 所有者不明土地の発生を予防するため不動産登記制度が見直され、2024年4月1日から相続登記の申請が義務化されたほか、相続人申告登記制度も設けられた。相続登記の申請の義務化および相続人申告登記制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続人申告登記の申出は、相続人が複数いる場合、特定の相続人が単独ですることができる。
2. 相続により所有権を取得したことを知った日が2024年4月1日より前である場合において、当該不動産について相続登記がされていないときは、2027年3月31日までに相続登記を申請しなければならない。
3. 相続人申告登記の申出内容は、所有権の登記名義人について相続が開始した旨および自らがその相続人である旨である。
4. 相続人以外の者であっても、遺贈により不動産の所有権を取得した者は相続登記の申請の義務化の対象となる。

(問題 1 4)

(設問D) 成年後見登記制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見監督人が選任される前において、公証人の認証を受けた書面により任意後見契約が合意解除された場合、その公証人の嘱託によって、任意後見終了の登記がされる。
2. 成年被後見人の4親等内の親族は、成年後見登記に係る登記事項証明書や登記されていないことの証明書の交付を請求することができる。
3. 保佐人または補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為についても、後見登記等ファイルに記録される。
4. 任意後見監督人の選任の審判が行われた場合、家庭裁判所書記官の嘱託によって、その旨の登記がされる。

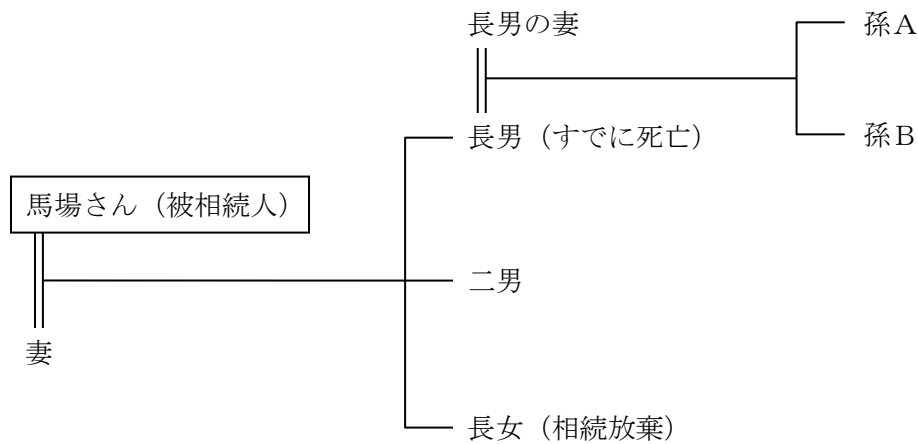
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

馬場文雄さん（以下「馬場さん」という）は、2025年5月9日に滋賀県内の病院で死亡した。馬場さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、馬場さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、馬場さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 妻、二男、長女、孫Aおよび孫Bは、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。
- ・ 長女は、馬場さんの相続について、相続の放棄をしている。

(問題 15)

(設問A) 馬場さんの死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。妻が受け取った死亡保険金のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分		保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	金額
TA保険	死亡保険金	馬場さん	馬場さん	妻	36,000千円
TB保険				長男の妻	5,000千円
TC保険				二男	4,000千円
TD保険				長女	5,000千円

- 1. 13,500千円
- 2. 16,000千円
- 3. 18,000千円
- 4. 20,000千円

(問題 16)

(設問B) 馬場さんの相続に係る債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。

馬場さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
固定資産税	300千円	二男	(注1)
銀行借入金	1,000千円	妻	(注2)
準確定申告の所得税	800千円	二男	(注3)
遺言執行費用	700千円	妻	(注4)
葬式費用	3,600千円	妻、二男および長女	(注5、注6)

(注1) 2025年度分の固定資産税で、馬場さんの相続開始時における未納額である。

(注2) 馬場さんが生前に自宅をリフォームした際の銀行借入金の相続開始時における未返済額である。

(注3) 馬場さんに係る準確定申告の所得税額であり、相続人の責めに帰すべき事由により期限後申告となったことに伴い納付した延滞税および無申告加算税100千円が含まれている。

(注4) 遺言執行者である弁護士に対して馬場さんの死亡後に支払った報酬である。

(注5) 葬式費用は妻、二男および長女が各々均等に負担した。葬式費用には、四十九日法要に要した費用600千円が含まれている。なお、妻は香典収入900千円を取得している。

(注6) 馬場さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 3,100千円
2. 4,000千円
3. 5,000千円
4. 5,700千円

（問題 17）

（設問C）妻は、馬場さんの死亡により、以下のとおり企業年金基金から遺族一時金等を受け取った。
これらの金額のうち、相続財産とみなされて妻の相続税の課税価格に算入される金額として、正しいものはどれか。なお、馬場さんは、勤務先企業を定年退職後、確定給付企業年金として企業年金基金から老齢給付金（年金）を受給していたが、その受給中に死亡したものである。

〔妻が受け取った遺族一時金等の状況〕

区分	金額	備考
遺族一時金	28,000千円	企業年金基金の規約により、馬場さんが老齢給付金（年金）を受給できる保証期間のうち残存期間（保証期間からすでに受給した期間を除いた期間）について、年金に代えて一時金として受け取ったものである。
未支給年金	300千円	馬場さんが受け取ることができる死亡した月分の老齢給付金（年金）で、その支給を受けていなかったため、遺族が請求し受け取ったものである。

- 1. 3,000千円
- 2. 3,300千円
- 3. 28,000千円
- 4. 28,300千円

(問題 18)

(設問D) 被相続人が配偶者に対して以下のとおり贈与をした後、2031年7月に死亡した場合、配偶者の相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。
 なお、配偶者は、贈与時および相続開始時のいずれの時においても居住無制限納税義務者であり、被相続人から相続により財産を取得し、相続税の申告義務がある。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
2024年 6月	有価証券	3,000千円	5,000千円	—
2024年 9月	有価証券	8,000千円	9,500千円	—
2026年10月	有価証券	4,000千円	8,000千円	—
2029年 8月	現金	2,500千円	2,500千円	—
2030年 3月	現金	900千円	900千円	(注)

(注) この贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であったため、贈与税の申告および納付はしていない。

1. 3,400千円
2. 14,400千円
3. 15,400千円
4. 19,900千円

問4

次の設例に基づき、小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

筒井敬一郎さん（以下「筒井さん」という）は、所有している不動産の有効利用について検討している。なお、不動産の状況等は以下のとおりであり、筒井さんに相続が開始した場合の相続人は妻および長男の2人であるものとする。また、各設問間に関連はないものとする。本特例については、限度面積以外の要件は満たしているものとし、相続税の課税価格に算入すべき価額が最も少なくなるように選択して適用を受けるものとする。

[不動産の状況]

（1）甲土地の状況

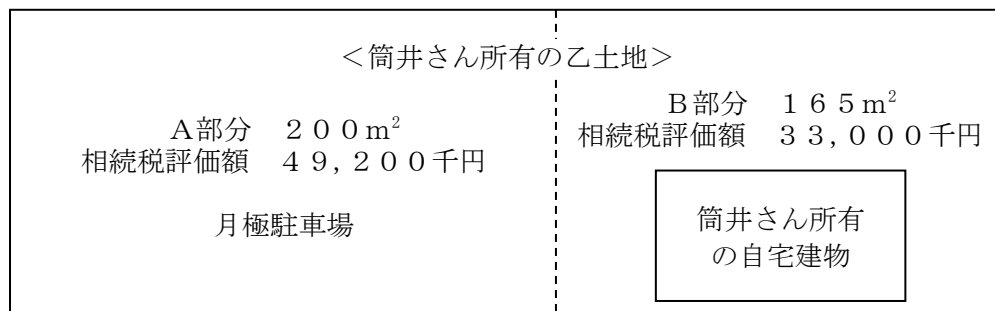
<筒井さん所有の甲土地>
 450m²
 相続税評価額 239,400千円
 月極駐車場

- ・ 甲土地は30年前から継続して月極駐車場（アスファルト舗装）の用に供されており、筒井さんは月極駐車場から生ずる不動産所得について、確定申告をしている。なお、不動産所得の計算上、構築物とされるアスファルト舗装（以下「丙構築物」という）は、減価償却資産として計上されている。

（2）甲土地上の構築物の状況

甲土地上の構築物	相続税評価額
丙構築物	7,000千円

(3) 乙土地の状況



- ・ 乙土地は、A部分およびB部分の2筆からなる土地である。
- ・ A部分は8年前から継続して月極駐車場（アスファルト舗装）の用に供されており、筒井さんは月極駐車場から生ずる不動産所得について、確定申告をしている。なお、不動産所得の計算上、構築物とされるアスファルト舗装（以下「丁構築物」という）は、減価償却資産として計上されている。
- ・ B部分は、筒井さん所有の自宅建物の敷地の用に供されている。なお、自宅建物は、筒井さんおよび筒井さんの妻の居住の用に供されている。

(4) 乙土地上の建物および構築物の状況

乙土地上の建物および構築物	相続税評価額
A部分の丁構築物	3,000千円
B部分の筒井さん所有の自宅建物	10,000千円

＜貸付事業用宅地等がある場合の本特例に係る限度面積の算式＞

$$I \times 200 / 400 + II \times 200 / 330 + III \leq 200 \text{ m}^2$$

I：特定事業用宅地等の面積

II：特定居住用宅地等の面積

III：貸付事業用宅地等の面積

(問題19)

(設問A) 筒井さんに相続が開始し、長男が甲土地、乙土地のA部分、丙構築物および丁構築物を相続により取得した場合、長男の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、本特例の適用上、妻の本特例の選択は考慮しないものとする。

1. 210,820千円
2. 220,800千円
3. 245,400千円
4. 274,000千円

(問題 20)

(設問B) 筒井さんに相続が開始し、妻が乙土地のA部分、B部分、自宅建物および丁構築物を相続により取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。
なお、本特例の適用上、長男の本特例の選択は考慮しないものとする。

1. 44,200千円
2. 56,500千円
3. 68,800千円
4. 70,600千円

(問題 21)

(設問C) 筒井さんに相続が開始し、長男が甲土地および丙構築物を、妻が乙土地のA部分、B部分、自宅建物および丁構築物をそれぞれ相続により取得した場合、各人の相続税の課税価格に算入すべき価額の合計額として、正しいものはどれか。

1. 237,400千円
2. 288,400千円
3. 288,600千円
4. 302,900千円

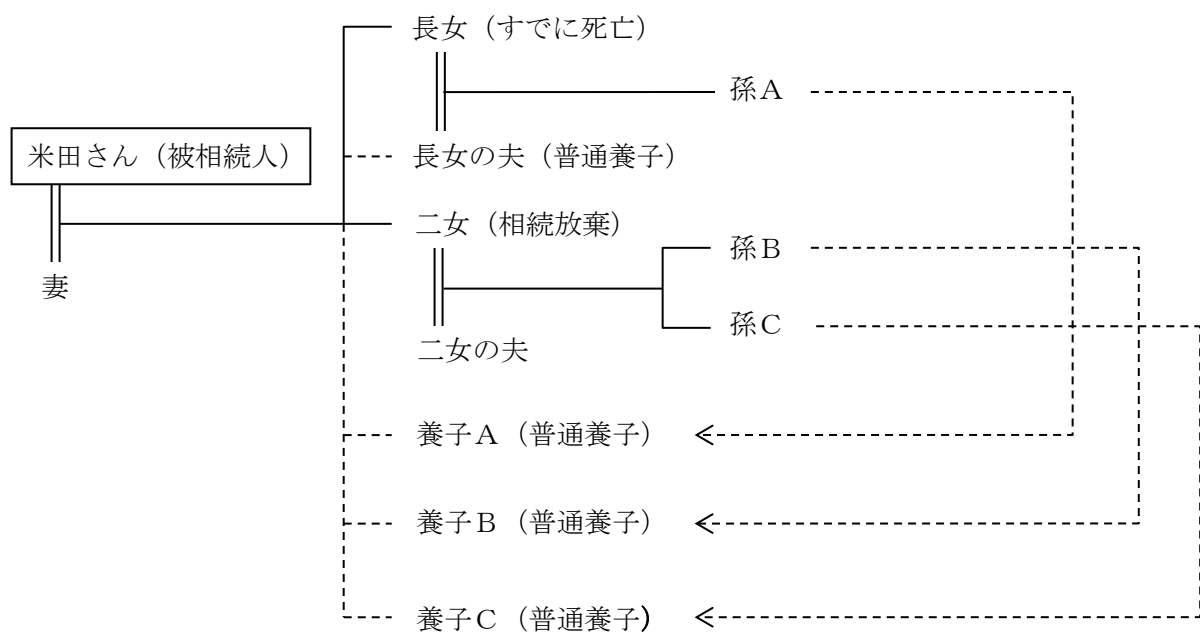
問5

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

米田達郎さん（以下「米田さん」という）は、2025年4月11日に東京都内の病院で死亡した。米田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、米田さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、米田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 米田さん夫婦は、2008年9月に長女の夫、2022年12月に孫A、孫Bおよび孫Cを普通養子としている。
- ・ 二女は、米田さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長女の夫、二女、養子A（孫A）、養子B（孫B）および養子C（孫C）はいずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題 2 2)

(設問A) 米田さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

(問題 2 3)

(設問B) 米田さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が480,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 125,600千円
2. 132,000千円
3. 134,000千円
4. 145,000千円

(問題 2 4)

(設問C) 米田さんの相続に係る相続税額の計算上、相続税額の2割加算の対象となる者すべての組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

1. 長女の夫
2. 養子B（孫B）および養子C（孫C）
3. 養子A（孫A）、養子B（孫B）および養子C（孫C）
4. 長女の夫、養子A（孫A）、養子B（孫B）および養子C（孫C）

(問題25)

(設問D) 米田さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が534,000千円であり、妻の相続税の課税価格が250,000千円である場合、妻が適用を受けることができる配偶者に対する相続税額の軽減額の限度額の算式は以下のとおりである。算式中の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<算式>

$$\text{配偶者に対する相続税額の軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{(\text{ア})}{534,000 \text{ 千円}}$$

1. 160,000千円
2. 250,000千円
3. 267,000千円
4. 534,000千円

(問題26)

(設問E) 未成年者控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、他の税額控除および日米相続税条約は考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 未成年者控除額の計算上、未成年者が18歳に達するまでの年数に1年未満の端数がある場合、これを1年として計算する。
2. 未成年者控除額が納付すべき相続税額を超える場合、その超える部分の金額をその未成年者の扶養義務者の算出相続税額から控除することができる。
3. 制限納税義務者である未成年者は、未成年者控除の適用を受けることはできない。
4. 相続の放棄をした未成年者は、未成年者控除の適用を受けることはできない。

(問題27)

(設問F) 相次相続控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相次相続控除の適用を受けることにより、納付すべき相続税額がゼロとなる場合であっても、相次相続控除の適用を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要となる。
2. 被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合であっても、その兄弟姉妹である相続人は、一定の要件を満たしていれば、相次相続控除の適用を受けることができる。
3. 相次相続控除の適用を受けずに相続税の申告書を提出した場合であっても、更正の請求をすることにより、相次相続控除の適用を受けることができる。
4. 相次相続控除の適用を受けることができる相続人が複数いる場合、各相続人の算出相続税額から控除する相次相続控除額は、その相続人全員の協議によって決めることはできない。

問6

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題28)

(設問A) 相続税の延納および物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 納税義務者が相続税額を納期限までに金銭で一時に納付することが困難な場合、当該納税義務者は、延納または物納のいずれかを選択してその許可の申請をすることができる。
2. 納税義務者が延納の許可の申請をすることができるのは、その者の納付すべき相続税額が10万円を超える場合である。
3. 延納の担保として提供できる財産は、延納の許可の申請をする者が相続または遺贈により取得した財産に限らず、その者や第三者が所有する財産も含まれる。
4. 物納財産の収納価額は、相続税の課税価格計算の基礎となった当該財産の価額によるが、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたとき、税務署長は、収納の時の現況により収納価額を定めることができる。

(問題29)

(設問B) 共同相続人間で未分割である相続財産の相続税等の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

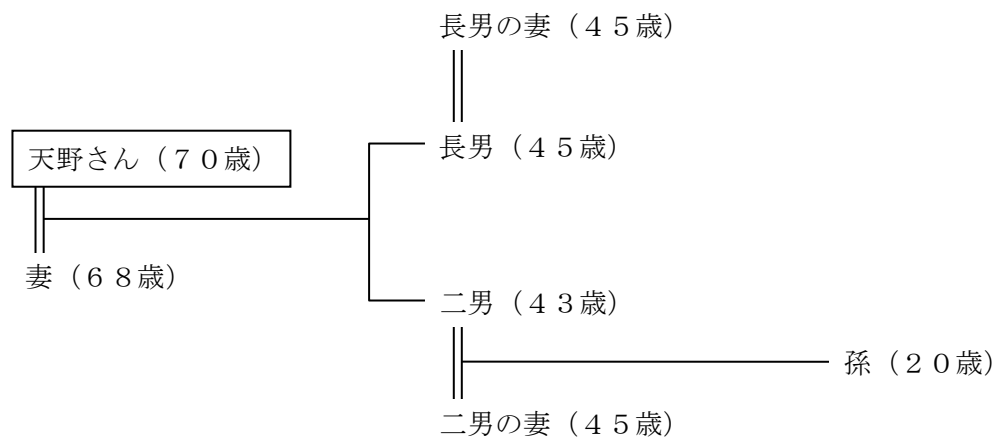
1. 相続税の申告期限までに未分割である宅地等については、原則として、小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。
2. 相続税の申告期限までに未分割である相続財産については、各共同相続人が民法の規定に従った相続分（寄与分を除く）の割合により、その財産を取得したものとして相続税の課税価格を計算する。
3. 相続財産の全部が未分割のまま被相続人の配偶者が死亡した場合、当該配偶者は、配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることはできなくなる。
4. 共同相続人間で未分割である賃貸不動産から生ずる不動産所得については、各共同相続人が民法の規定に従った相続分に応じて不動産所得を有するものとして所得税の確定申告をしなければならない。

問 7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

＜設例＞
天野敏夫さん（以下「天野さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。天野さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、天野さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、天野さんおよびその親族が所有する財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



・ 年齢は2025年1月1日現在のものである。

＜贈与税の速算表＞

（イ）18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

(問題30)

(設問A) 長男が以下の財産の贈与を受けた場合、長男が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長男はいずれの贈与についても相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	贈与時の通常の 取引価格 (時価)	備考
2025年2月	天野さん	上場株式	27,000千円	29,000千円	(注)
2025年2月	天野さんの妻	上場株式	28,000千円	29,000千円	

(注) 長男は、いずれの贈与についても、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 560千円
2. 780千円
3. 1,000千円
4. 1,380千円

(問題31)

(設問B) 孫が2025年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫は相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
天野さん	上場株式	5,000千円
天野さんの妻	上場株式	3,000千円
長男	現金	2,000千円

1. 1,770千円
2. 1,878千円
3. 2,202千円
4. 2,310千円

(問題 3 2)

(設問C) 天野さんの妻が天野さんから2025年中に以下の財産の贈与を受けた場合、天野さんの妻が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、建物および宅地について、天野さんが持分のすべてを所有していたものとする。また、天野さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用を受けることとし、その適用要件はすべて満たしているものとする。

贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
建物の持分 4分の3	6,000千円	- 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地のそれぞれの持分4分の3に対する価額である。 - 建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には天野さん夫婦が居住している。宅地は、上記建物の敷地である。建物および宅地ともに居住用部分の割合は2分の1である。
宅地の持分 4分の3	22,500千円	
上場株式	2,600千円	天野さんの妻は、このすべてを2025年中に3,600千円で売却した。

1. 2,500千円
2. 2,750千円
3. 3,200千円
4. 3,650千円

(問題 3 3)

(設問D) 相続時精算課税制度（以下「本制度」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本制度の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本制度を選択した受贈者は、特定贈与者が死亡した場合の相続について、相続の放棄をすることができない。
2. 特定贈与者から贈与により取得した建物について、2024年1月1日以後に災害により相当の被害を受けた場合、一定の要件の下、申請によりその特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入される建物の価額から被災価額を控除することができる。
3. 特定贈与者からの贈与について本制度を選択した受贈者が、贈与税の課税価格から特別控除額を控除する場合には、贈与税の期限内申告書を提出しなければならない。
4. 2025年に特定贈与者からの贈与財産について本制度を選択した受贈者が、その特定贈与者の死亡により相続財産を取得した場合、相続税の課税価格に加算される価額は、贈与財産の価額から基礎控除額を控除した後の残額である。

(問題 3 4)

(設問 E) 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、贈与を受ける時期は2025年8月とし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

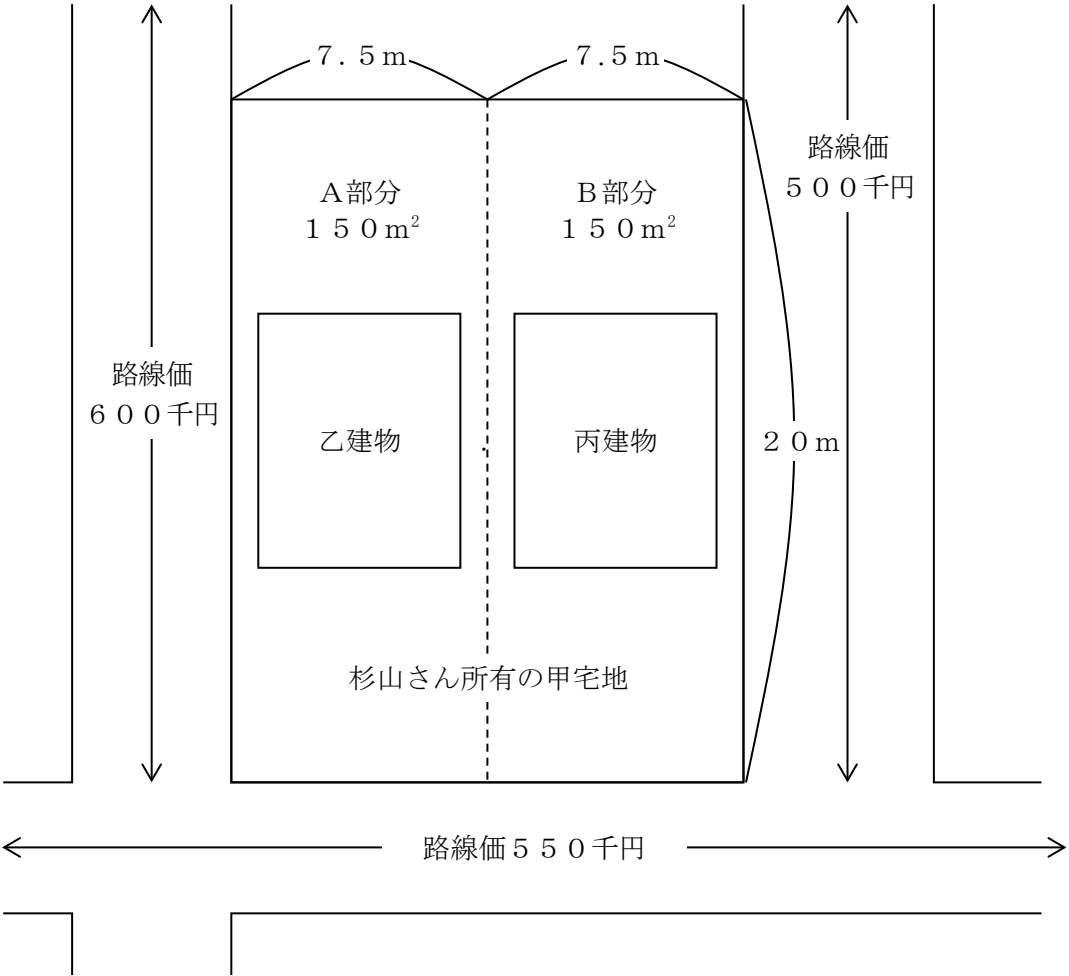
1. 本特例は、受贈者が贈与税の申告期限までに住宅用家屋に居住することができない場合であっても、その後遅滞なく居住することが確実であると見込まれる場合には、適用を受けることができる。
2. 本特例の適用対象となる住宅用家屋は、日本国外にある住宅用家屋も含まれる。
3. 本特例の適用対象となる受贈者は、贈与者の直系卑属で、かつ、その贈与日における年齢が18歳以上の者に限られる。
4. 本特例は、贈与税の期限後申告によっても適用を受けることができる。

問 8

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜設例＞
杉山正弘さん（以下「杉山さん」という）は、所有している甲宅地の有効利用について検討している。なお、杉山さんの相続に係る相続人は妻および長男の2人である。また、各設問間に関連はないものとする。

[不動産の状況]



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- ・ 奥行価格補正率

奥行距離	補正率
6 m以上8 m未満	0.95
12 m以上32 m未満	1.00

- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.08
準角地	0.04

- ・ 二方路線影響加算率 0.05
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 甲宅地は、A部分およびB部分の2筆からなる宅地であり、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。

(問題35)

(設問A) 現時点で杉山さんに相続が開始し、相続開始時における建物の状況が以下のとおりである場合、妻が甲宅地のA部分およびB部分を相続により取得したときの甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[相続開始時における建物の状況]

	建物の所有者	建物の利用状況
乙建物	杉山さん	・ 杉山さんおよび妻の居住の用に供されている。
丙建物	杉山さん	・ 長男の居住の用に供されている。 ・ 長男が使用貸借により借り受けている。

1. 172,200千円
2. 180,300千円
3. 191,400千円
4. 200,700千円

(問題36)

(設問B) 現時点で杉山さんに相続が開始し、相続開始時における建物の状況が以下のとおりである場合、妻が甲宅地のA部分およびB部分を相続により取得したときの甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[相続開始時における建物の状況]

	建物の所有者	建物の利用状況
乙建物	杉山さん	・ 杉山さんおよび妻の居住の用に供されている。
丙建物	杉山さん	・ 第三者に適正賃料で賃貸されている。

1. 164,424千円
2. 164,670千円
3. 169,170千円
4. 182,637千円

（問題 3 7）

（設問C）現時点で杉山さんに相続が開始し、相続開始時における丙建物の状況が以下のとおりである場合、長男が甲宅地のB部分および丙建物を相続により取得したときの丙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の丙建物の固定資産税評価額は20,000千円である。

[相続開始時における丙建物の状況]

	建物の所有者	建物の利用状況
丙建物	杉山さん	・ 2階建てであり、1階と2階の床面積は同じである。 ・ 1階は長男の営む小売業の店舗の用に供されており、2階は第三者に適正賃料で賃貸されている。 ・ 1階部分について、長男が使用貸借により借り受けている。

1. 6,000千円
2. 14,000千円
3. 17,000千円
4. 18,200千円

（問題 3 8）

（設問D）地積規模の大きな宅地の評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 地積規模の大きな宅地の評価の対象となる宅地は、三大都市圏においては500m²以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては1,000m²以上の地積の宅地である。
2. 指定容積率が400%（東京都の特別区においては300%）以上の地域に所在する宅地については、地積規模の大きな宅地の評価の対象とならない。
3. 都市計画法上の市街化区域内に存する農地（市街地農地）について、一定の要件を満たす場合には、地積規模の大きな宅地の評価の対象となる。
4. 倍率地域に所在する宅地については、地積規模の大きな宅地の評価の対象とならない。

問9

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題39)

(設問A) 2025年2月21日に死亡した目黒さんが保有していたRN社(本店米国ニューヨーク州)の株式(ニューヨーク証券取引所に上場している株式)および外国為替相場の状況は以下のとおりである。このRN社の株式3,000株を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、日本と米国との時差については考慮する必要はない。

[RN社の株価の状況]

区分	株価(1株当たり)
2024年12月の毎日の最終価格の月平均額	38.50米ドル
2025年1月の毎日の最終価格の月平均額	36.50米ドル
2025年2月の毎日の最終価格の月平均額	35.80米ドル
2025年2月21日(金)の最終価格	35.60米ドル

[外国為替相場の状況]

区分	TTS	TTB	TTM
2024年12月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	147.22円	145.22円	146.22円
2025年1月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	147.88円	145.88円	146.88円
2025年2月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	148.80円	146.80円	147.80円
2025年2月21日(金)の最終の外国為替相場	149.70円	147.70円	148.70円

- ・ TTS: 対顧客直物電信売相場(1米ドル当たり)である。
- ・ TTB: 対顧客直物電信買相場(1米ドル当たり)である。
- ・ TTM: 対顧客直物電信売買相場の仲値(1米ドル当たり)である。
- ・ 目黒さんは為替予約を締結していない。

1. 15,766,320円
2. 15,774,360円
3. 15,873,720円
4. 15,987,960円

(問題40)

(設問B) 2025年1月9日に死亡した谷口さんが保有していた個人向け国債の状況は以下のとおりである。この個人向け国債を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。

[個人向け国債の状況]

額面金額	1,000千円
発行日	2023年1月16日
相続開始日より前までの受取利子の累計額	3,663円
経過利子相当額	3,364円
中途換金調整額	2,987円

1. 999,705円
2. 1,000,377円
3. 1,003,368円
4. 1,004,040円

(問題41)

(設問C) 2025年2月13日に死亡した細川さんが保有していた株式会社MA（以下「MA社」という）に対する貸付金の状況は以下のとおりである。このMA社に対する貸付金を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、この貸付金は、その全額が回収可能であり、元本の価額の評価上考慮すべき事項はないものとする。

[MA社に対する貸付金の状況]

課税時期現在の元本の価額（返済されるべき金額）	18,000千円
貸付日	2023年2月13日
返済期日（貸付期間）	2028年2月12日（5年間）
返済方法	返済期日に元金および利息を一括返済
約定利率	年3.0%
遅延損害金の利率	年14.6%
課税時期現在の既経過利息として支払いを受けるべき金額	1,080千円
返済期日において利息として支払いを受けるべき金額	2,700千円

1. 18,864千円
2. 19,080千円
3. 20,160千円
4. 20,700千円

問 1 0

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

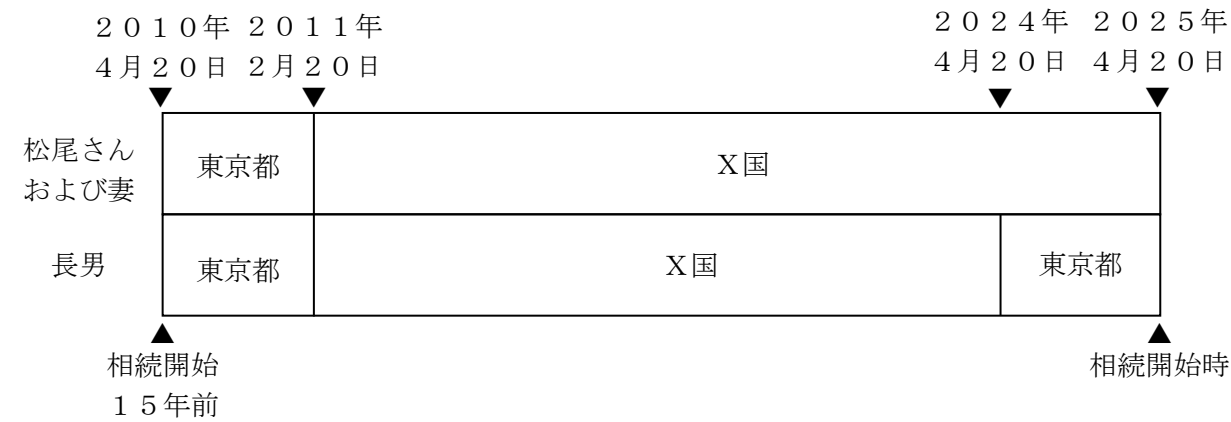
<設例>
松尾紀夫さん（以下「松尾さん」という）は、2025年4月20日にX国（日本ではない外国）で死亡した。松尾さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図および国籍に関する事項]



※松尾さんおよび長男は日本国籍を有しており、妻は日本国籍を有していない。なお、日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[住所地等に関する事項]



※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人が相続により取得した財産]

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	Y A生命保険（本店東京都）からの死亡保険金（X国支店で契約したもの）	50,000千円	（注1）
	X国所在の土地・建物	25,000千円	（注2）
	日本の証券会社で購入したY B社（本店X国）が発行する株式	10,000千円	
長男	Y C銀行（本店X国）本店の普通預金	25,000千円	
	東京都所在の賃貸不動産	50,000千円	
	X国の証券会社で購入した日本国債	10,000千円	

（注1）財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るY A生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも松尾さんである。

（注2）財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

[債務および葬式費用等]

- ・ 松尾さんの葬式費用（通常の費用）2,000千円は、妻および長男が1,000千円ずつ負担した。

[松尾さんから各相続人への生前贈与財産]

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額
妻	2024年3月	Y D銀行（本店X国）本店の普通預金	5,000千円
	2024年3月	Y E銀行（本店X国）東京支店の普通預金	3,000千円
長男	2024年3月	Y F銀行（本店X国）本店の普通預金	2,000千円

（問題42）

（設問A）松尾さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

1. 42,000千円
2. 43,000千円
3. 52,000千円
4. 53,000千円

（問題43）

（設問B）松尾さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 59,000千円
2. 60,000千円
3. 84,000千円
4. 86,000千円

(問題 4 4)

(設問C) 相続税の申告書の提出先等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が日本国内にあり、相続人が非居住無制限納税義務者である場合、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
2. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が日本国内になく、相続人が居住無制限納税義務者である場合、その相続人の住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
3. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が日本国内になく、相続人が非居住制限納税義務者である場合、その相続人が自ら定めた納税地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
4. 相続税の申告書を提出しなければならない者が、相続税の申告書の提出期限までに日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合で、納税管理人の届出をしないときは、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。

問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

S A株式会社（以下「S A社」という）およびS B株式会社（以下「S B社」という）の代表取締役社長である高倉直也さん（以下「高倉さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。S A社およびS B社に関する状況等は以下のとおりである。なお、高倉さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、高倉さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[S A社およびS B社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	S A社		S B社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
高倉さん	代表取締役	9,000株	90%	200株	100%
高倉さんの長男	取締役	500株	5%	0株	0%
高倉さんの妻	—	500株	5%	0株	0%
合計		10,000株	100%	200株	100%

●資本金等の状況

会社名		S A社		S B社	
資本金等の額		50,000千円		10,000千円	
1株当たりの 類似業種比準価額		25,000円		30,000円	
総資産および負債 (課税時期現在)		総資産	負債	総資産	負債
	帳簿価額	500,000千円	250,000千円	145,000千円	90,000千円
	相続税評価額	550,000千円	250,000千円	130,000千円	90,000千円
1株当たりの配当金額		直前期 年200円 (普通配当) 年300円 (記念配当)		直前期 年0円	
		直前々期 年150円 (普通配当)		直前々期 年0円	

●会社区分等

- ・ S A社およびS B社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ・ S A社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.90）に該当する。
- ・ S B社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.60）に該当する。
- ・ S A社は特定の評価会社に該当しないが、S B社は開業後3年未満の会社等に該当する。

[その他]

- 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

＜純資産価額の算式＞

純資産価額＝
$$\frac{(A-B) - \{(A-B) - (C-D)\} \times 37\%}{E}$$

- A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額
- B：課税時期現在の相続税評価額による負債額
- C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額
- D：課税時期現在の帳簿価額による負債額
- E：課税時期現在における発行済株式数

※「(A－B)－(C－D)」がマイナスの場合は0とする。

＜配当還元価額の算式＞

配当還元価額＝
$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様				評価方式
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が５％以上の株主			原則的 評価方式
		議決権割合 が５％未満 の株主	中心的な同族株主がいない場合		
			中心的な同族株 主がいる場合	中心的な同族株主	
				役員である株主または役員となる株主	
	その他の株主				
	同族株主以外の株主				配当還元 方式
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が１５％以上 の株主グループ に属する株主	議決権割合が５％以上の株主			原則的 評価方式
		議決権割合 が５％未満 の株主	中心的な株主がいない場合		
			中心的な株主が いる場合	役員である株主または役員となる株主	
	その他の株主			配当還元 方式	
	議決権割合の合計が１５％未満の株主グループに属する株主				

(問題 4 5)

(設問A) 現時点で高倉さんに相続が開始し、高倉さんの保有するS A社の株式のすべてを高倉さんの長男が相続により取得した場合、長男の相続税の課税価格の計算上、S A社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 2,500円
2. 25,315円
3. 27,835円
4. 28,150円

(問題 4 6)

(設問B) 現時点で、高倉さんが保有するS A社の株式500株をS A社の役員（高倉さんの親族ではない）に贈与した場合、贈与を受けたS A社の役員の贈与税の課税価格の計算上、S A社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 1,750円
2. 2,500円
3. 24,752円
4. 27,587円

(問題 4 7)

(設問C) 現時点で高倉さんに相続が開始し、高倉さんの保有するS B社の株式のすべてを高倉さんの妻が相続により取得した場合、妻の相続税の課税価格の計算上、S B社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 30,000円
2. 98,000円
3. 200,000円
4. 247,250円

(問題48)

(設問D)「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例」(以下「本特例」という)等に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、「所在不明株主」とは、株主名簿には記載があるものの会社が連絡を取れなくなり、その所在が不明になっている株主をいうものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

- ・ 会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間（ア）しない場合、その保有株式の競売または売却（自社による買取りを含む）の手続きをすることができる。
- ・ 本特例は、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に限り、都道府県知事の認定を受けることおよび一定の手続保障を前提に、上記の5年間を（イ）間に短縮する会社法の特例である。
- ・ 都道府県知事から本特例の認定を受け、裁判所に対して所在不明株主の株式についての株式売却許可を申し立てる場合、都道府県知事の認定を受けてから（ウ）以内に申し立てることが必要である。
- ・ 本特例の適用により、所在不明株主の有する株式の取得に要する手続きの期間が短縮されるため、事業承継をより早く進めることができるようになる。

- | | | |
|------------------|--------|--------|
| 1. (ア) 剰余金の配当を受領 | (イ) 1年 | (ウ) 2年 |
| 2. (ア) 剰余金の配当を受領 | (イ) 3年 | (ウ) 1年 |
| 3. (ア) 議決権を行使 | (イ) 1年 | (ウ) 1年 |
| 4. (ア) 議決権を行使 | (イ) 3年 | (ウ) 2年 |

(問題 49)

(設問E) 中小企業庁が公表した「中小M&Aガイドライン (令和6年8月)」に基づく中小企業のM&Aに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、M&A専門業者とは、M&Aの仲介業務やFA業務 (譲り渡し側または譲り受け側の一方との契約に基づいて行うマッチング支援等の業務) に従事する専門業者であり、中小企業のM&Aの実現にとって重要な役割を果たす支援機関をいう。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. M&A専門業者としては、譲り渡し側との間における仲介契約やFA契約の内容において、譲り渡し側に関する情報が拡散することを抑止するなどの観点から、並行して他のM&A専門業者への依頼を行うことを禁止する条項を設けることが望ましい。
2. アーンアウト条項とは、クロージング (M&Aにおける最終契約の決済) 後の一定期間における特定の時点において、対象企業の売上げや利益等の財務目標や売上個数や入居率等の非財務目標を設定し、目標が達成されない場合に、譲り渡し側から譲り受け側に対価の一部の返金を行うことを定める条項である。
3. M&Aの影響が直接及ぶ社内の役員および従業員に対しては、円滑にM&Aが遂行されるように、M&Aによる事業譲り渡しの計画をクロージング前のなるべく早い段階で通知することが望ましい。
4. M&A専門業者については、許可制・免許制は採用されていないが、中小M&Aガイドラインの遵守を宣言する等した仲介業務またはFA業務を行う者は、M&A支援機関登録制度に基づく登録を受けることができる。

(問題 50)

(設問F) 中小企業庁が公表した「2024年版 中小企業白書」に基づく事業承継に係る次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

- ・ 中小企業の後継者不在率の状況としては、2018年以降、(ア)にある。2023年時点では54.5%となっており、半数近くの中小企業で後継者が不在となっている。
- ・ 年代別の中小企業の経営者年齢の分布をみると、2000年の経営者年齢のピーク (最も多い層) が「50~54歳」であったが、5年経過するごとにピークが移動し、2015年には「65~69歳」がピークとなった。2023年には「55~59歳」をピークとして分散している状況である。このことから、経営者年齢の分布が(イ)していることが分かる。
- ・ 後継者が決まっている中小企業において事業承継の際に問題になりそうなこととして、「後継者の経営能力」や「(ウ)」といった課題を抱えている中小企業が多いことが挙げられる。

1. (ア) 増加傾向 (イ) 平準化 (ウ) 役員報酬の決定方法
2. (ア) 増加傾向 (イ) 偏在化 (ウ) 相続税・贈与税の問題
3. (ア) 減少傾向 (イ) 偏在化 (ウ) 役員報酬の決定方法
4. (ア) 減少傾向 (イ) 平準化 (ウ) 相続税・贈与税の問題